

出席停止期間早見表

岐阜医療科学大学 保健管理センター

以下に新型コロナウイルス感染症とインフルエンザに罹患した場合の出席停止期間早見表を掲載します。

「公欠願」を提出する際、「診療明細書付きの領収書」を提出して下さい。

1.新型コロナウイルス感染症

→ 出席停止 = 発症 (= 発熱) 後5日間 & 症状軽快後1日間

★「令和5年4月28日学校保健安全法施行の一部を改正する省令の施行について」により、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の出席停止期間が以下の通り変わりました。

「発症した後5日を経過し、かつ軽快した後1日を経過するまで」

①本学において「発症」とは「37.5℃以上の発熱」や「呼吸器症状がある」もしくは「検体の採取で陽性となった」場合です。

発症日（当日0日目）は、病院を受診した日ではありません。

②「発症した後5日を経過し、かつ軽快後1日」とは、最低「発症した後5日を経過するまで」出席停止となります。下表参考のこと。

③それに加えて軽快した日によって、出席停止期間は延期することになります。受診時には、医師に発症日と待機期間を確認しましょう。

④同居人が陽性になった場合（濃厚接触者）であっても、自身に症状がない場合は出席停止の対象となりません。

⑤市販の検査キットが陽性であっても、公欠を申請する場合は、病院へ行き、診療明細書付き領収書を添付すること。

	発症日		発症後					6日目	7日目
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目			
例1 発症後1日目に 解熱した場合	発熱 もしくは陽性	解熱	解熱後 1日目	発熱後 3日目	発熱後 4日目	発熱後もしくは 診断後5日目			
出席不可							登校可能		
例2 発症後2日目に 解熱した場合	発熱 もしくは陽性	発熱	解熱	解熱後 1日目	発熱後 4日目	発熱後もしくは 診断後5日目			
出席不可							登校可能		
例3 発症後3日目に 解熱した場合	発熱 もしくは陽性	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	発熱後もしくは 診断後5日目			
出席不可							登校可能		
例4 発症後4日目に 解熱した場合	発熱 もしくは陽性	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目			
出席不可							登校可能		
例5 発症後5日目に 解熱した場合	発熱 もしくは陽性	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目		
出席不可							登校可能		

2.インフルエンザ

→ 出席停止 = 発症 (= 発熱) 後5日間 & 解熱後2日間

①本学において「発症」とは「37.5℃以上の発熱」や「呼吸器症状がある」もしくは「検体の採取で陽性となった」場合です。

発症日（当日0日目）は、病院を受診した日ではありません。

②「発症した後5日を経過し、かつ軽快後1日」とは、最低「発症した後5日を経過するまで」出席停止となります。下表参考のこと。

③それに加えて軽快した日によって、出席停止期間は延期することになります。受診時には、医師に発症日と待機期間を確認しましょう。

	発症日		発症後						7日目	8日目
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目			
例1 発症後1日目に 解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発熱後 4日目	発熱後 5日目				
出席不可							登校可能			
例2 発症後2日目に 解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発熱後 5日目				
出席不可							登校可能			
例3 発症後3日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目				
出席不可							登校可能			
例4 発症後4日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目			
出席不可							登校可能			
例5 発症後5日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目		
出席不可							登校可能			

- ① 軽快後登校する際は、医療機関での陰性証明は不要です。
- ② ワクチン接種・接種に伴う副反応で休む場合は、欠席扱いです。
- ③ 発熱・呼吸器症状等があり、医療機関を受診した際は、陰性であっても診断に要した日のみ公欠扱いになります。受診の証明（領収書等）を添えて公欠届を教務課に提出してください。